

平成15年10月1日
機構規程第154号
平成20年9月11日 一部改正
平成21年7月31日 一部改正
令和8年7月9日 一部改正

測量作業標準示方書

平成15年10月

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

測量作業標準示方書

目 次

1 適用範囲	1
2 用語の定義	1
3 提出等	1
4 主任技術者	1
5 打合せ等	2
6 作業計画書	2
7 関係官公庁への手続	3
8 地元関係者との交渉等	3
9 土地への立ち入り等	3
10 成果物	4
11 秘密の保持	4
12 無人航空機の情報流出防止	4
13 資料の貸与	4
14 作業の委任等	5
15 テクリスへの登録	5
16 安全等の確保	5
附 則	6
添付資料	
様式第1号 建標承諾書	8
様式第2号 貸与品調書	9

測量作業標準示方書

1 適用範囲

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行う基準点測量、地形測量・写真測量及び応用測量の実施については、法令その他別に定めるもののほか、この示方書の定めるところによる。

（注）法令その他別に定めるものの主なものは、次のとおりとする。

- ア 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- イ 全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）
- ウ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）
- エ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構測量作業規程（平成 20 年 9 月鉄道・運輸機構）
- オ 土木関係図面作成基準（平成 20 年 9 月鉄道・運輸機構）
- カ 測量成果電子納品要領（案）（平成 21 年 3 月鉄道・運輸機構）
- キ 電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】（平成 21 年 7 月鉄道・運輸機構）

2 用語の定義

この示方書における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ア 「監督員」とは、契約担当役から監督命令を受けた職員をいう。
- イ 「監督職員」とは、監督員及びその指示により作業を担当する職員をいう。
- ウ 「指示」とは、監督員が受注者に測量作業上必要な事項を書面をもって示し、実施させることをいう。
- エ 「承諾」とは、受注者があらかじめ書面で申し出た測量作業上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
- オ 「提出」とは、受注者が契約書により提出を求められている事項又は監督員の指示に基づいて必要な図書、資料等を監督員に差し出すことをいう。
- カ 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業等の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- キ 「立会」とは、監督職員又はその指定する職員が作業の状態を確かめるため、受注者と現場で立会うことをいう。

3 提出等

- （１） 契約書又はこの示方書で契約担当役に提出等を行うよう定められたものは、監督員を経由しなければならない。
- （２） 前号以外のものについては、監督員に提出しなければならない。

4 主任技術者

- （１） 主任技術者は、測量法第 49 条の規定に従い登録された測量士であり、関係諸規程

に精通する者でなければならない。

- (2) 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者とし、あらかじめ発注者の承諾を受けること。

5 打合せ等

- (1) 測量作業を適性かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度主任技術者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 主任技術者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く。）以内に監督員と打合せを行うこと。この打合せをもって作業着手とみなす。
また、測量作業の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その内容については、その都度主任技術者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 測量作業中に疑義を生じた場合又は測量作業に支障する事項が発生した場合は、主任技術者は速やかに監督職員に報告し、監督員の指示又は立会を受けなければならない。

6 作業計画書

- (1) 作業着手前に作業計画書を提出し、承諾を受けなければならない。作業計画書に記載する事項は次のとおりとする。
 - ア 作業概要（作業件名、作業量、作業地域、契約年月日、作業期間）
 - イ 実施方針
 - ウ 作業実施計画表
 - エ 作業組織計画（作業編成）
 - オ 打合せ計画
 - カ 成果品の内容、部数
 - キ 使用する主な図書及び規準
 - ク 使用する主な機器
 - ケ 安全管理
 - コ 連絡体制（緊急時を含む）
 - サ その他
- (2) 作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度変更作業計画書を提出し、承諾を受けなければならない。
- (3) 監督員の指示した事項については、必要に応じさらに詳細な作業計画書に係る資料を提出しなければならない。

7 関係官公庁への手続

- (1) 測量作業の実施に当たっては、監督員が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、受注者は、測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

8 地元関係者との交渉等

- (1) 地元関係者への説明、交渉等は、原則として監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合にはこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 測量作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、原則として監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受注者が設計図書の定め、あるいは監督員の指示により地元関係者への説明、交渉を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、監督員の指示があれば従うものとする。
- (4) 測量作業の実施中に監督員が地元協議等を行い、その結果を条件として作業を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

9 土地への立ち入り等

- (1) 測量作業を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合には、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。また、土地立ち入り等の際には、土地所有者、関係人等から非難を受けることのないよう特に言動に注意し、後続する作業に支障をきたすことのないよう留意しなければならない。
なお、やむを得ない理由により、現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し、監督員の指示を受けなければならない。
- (2) 測量作業実施のため、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員と打合せのうえ、所有者の承諾を得て行わなければならない。
- (3) 土地の所有者、その他関係者に対する踏み荒らし並びに標識の設置及び伐開、作付等の補償は、受注者が行わなければならない。ただし、異例なものについては、監督員と打合せのうえ指示を受けなければならない。
- (4) 前号の標識の設置については、土地所有者から建標承諾書（様式1号）を得て、監督員に提出しなければならない。

10 成果物

(1) 成果物は、測量成果電子納品要領（案）等（以下「要領等」という。）に基づき提出しなければならない。「要領等」で特に記載のない項目については、監督員と打合せのうえ指示を受けなければならない。

(2) 成果物の提出部数は、次のとおりとする。

ア 測量成果物、その他の測定成果及び図面 2 部

イ 原図、写真 1 式

ウ 報告書等を保存した電子媒体 2 組

（CD-R 又は DVD-R を標準とするが、データが大容量となる場合は、監督員との打合せに基づき BD-R 等の電子媒体の使用も可とする。）

11 秘密の保持

測量の目的、内容及び成果物については、部外に漏えいしてはならない。また、知り得た事項に対する秘密保持の履行については、「情報セキュリティ対策特記仕様書」（令和 7 年 1 月鉄道・運輸機構）によること。

12 無人航空機の情報流出防止

(1) 本作業において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本作業が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和 2 年 9 月 14 日 関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、作業の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとするが、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止し、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

(2) 前号の情報流出防止策によって作業の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員に報告すること。

13 資料の貸与

(1) 貸与された資料は、紛失、盗難、及び汚損のないよう十分注意し、使用後は直ちに返却しなければならない。

(2) 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

(3) 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面を

貸与する。ただし、示方書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- (4) 貸与する資料は、貸与品調書（様式2号）に記載するものとする。

14 作業の委任等

作業の委任等に関しては、次の各号によるものとする。

- (1) 作業の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 契約書第7条第1項に規定する「設計図書において指定した部分」とは、測量作業における総合的企画、作業遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。
- (3) 作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、監督員の承諾を得なければならない。ただし、計算処理、トレース、複写、印刷、製本などの技術的判断を必要としない簡易な作業を委任し、又は請け負わせようとする場合は、監督員の承諾を必要としない。
- (4) 作業の一部を第三者へ委任、又は請け負わせる場合は、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに作業を実施しなければならない。

なお、協力者は、機構の役務競争参加資格の認定を受けている者である場合は、当該地区（※）において指名停止期間中であってはならない。

※当該地区については追加訂正条項で指示するものとする。

15 テクリスへの登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の役務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日を除く。）以内に、完了時は作業完了後、15日（休日を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする。）。また、受注者は、契約時において、調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務登録情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が15日間（休日を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本作業の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録期間に登録申請しなければならない。

16 安全等の確保

- (1) 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に際しては、測量作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、別に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- (5) 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ア 屋外で行う測量作業に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - イ 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - ウ 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (6) 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- (7) 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者および使用人等の安全確保に努めなければならない。
- (8) 受注者は、測量作業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督員が指示する様式により作業事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この達は平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 11 日機構規程第 79 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 20 年 9 月 11 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現に業務外注手続き中のものについては、なお従前の例によることができる。

（特例業務の実施に伴う規程等の適用除外を定める規程の一部改正）

- 3 特例業務の実施に伴う規程等の適用除外を定める規程の一部を次のように改正する。
別表中「測量作業標準示方書(平成 15 年 10 月機構規程第 154 号)」を削除する。

附 則 (平成 21 年 7 月 31 日機構規程第 21 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に業務外注手続き中のものについては、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和 8 年 7 月 9 日機構規程第 14 号)

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

様式第1号

建 標 承 諾 書

事業件名 _____

今般、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構起業の上記工事・作業のため、
私の所有する土地に下記の標識の埋設を承諾いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 ㊟

所 在				
大 字	字	地 番	種 類	数 量

様式第2号

貸与品調書

品名	品質形状及び寸法	単位	数量	貸与・返納場所	摘要